

信州大学学術研究・産学官連携推進機構と一般社団法人長野県情報サービス振興協会との間における連携協力に関する協定書

信州大学学術研究・産学官連携推進機構と一般社団法人長野県情報サービス振興協会（以下、「両機関」という）は、相互の発展に資するため産学連携の分野で連携し、資源、研究・開発成果、事業等の交流を促進、相互に協力するため、令和3年1月25日付で締結した「信州大学学術研究・産学官連携推進機構と一般社団法人長野県情報サービス振興協会との間における連携協力に関する協定書」を更新し締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両機関が、長野県における情報通信分野の高度化・利活用促進および関連産業の活性化を目指し、産学官連携、研究開発、新事業の創生、人材育成等に関する事業を協力して推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両機関は、産業の情報化推進に資する次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (ア) 産学官連携に関する事項。
- (イ) 人材育成に関する事項。
- (ウ) その他両機関が必要と認める事項。

（連携協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携協議会を設置できるものとする。

（守秘義務）

第4条 両機関は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 この協定は、令和6年2月1日から発効し、有効期間は3年とする。ただし、その間の連携・協力内容を評価し、両機関が合意したときは、有効期間を更新することができる。

（協議）

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、両機関が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、両機関記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

令和6年2月1日

信州大学学術研究・産学官連携推進機構長
国立大学法人信州大学理事 向 智里



一般社団法人長野県情報サービス振興協会
会長 神澤 鋭二

